

理学系研究科・理学部支援金

国際学術会議等参加支援 [Q&A]

1. 応募・申請手続き

(1)申請条件

【Q1-1-1】

国際学会に発表の申込みをしましたが、採択結果が通知されるのは、本プログラムの応募締め切り後となる予定です。この場合でも、応募はできますか。

【A1-1-1】

はい、本プログラムに採択された場合、「条件付き」となります。応募時には発表の申込みを示す書類を、また発表の採択結果が届き次第、それを証明する書類を速やかに提出してください。なお、発表が採択されなかった場合、本プログラムの採択は取り消されます。

【Q1-1-2】

8月初旬の出発を予定しています。4月締切のものに応募しようと思っておりましたが、ビザの取得に1ヶ月から2ヶ月要すると見込んでおり、採択結果通知後（5月末）にビザの申請を始めるのでは、出発に間に合わない可能性があります。もう少し早く応募することはできますか。

【A1-1-2】

応募は4月と10月の二回のみですので、その募集のタイミングで応募して頂く分には早くても構いません。ただし、発表が採択されなかった場合、本プログラムの採択は取り消されます。

【Q1-1-3】

入学予定者、もしくは現在休学中で4月に復学予定の身分の学生は応募できますか。

【A1-1-3】

いいえ、募集要項に記載のとおりできません。

【Q1-1-4】

私は国費外国人留学生ですが、この制度に申請をすることができますか。

【A1-1-4】

募集要項にある申請条件を満たしていれば申請することは可能です。ただし、国費外国人留学生が奨学金を受給するために必要な毎月の在籍確認が派遣期間によっては在籍確認簿にサインすることができないことがあり、必要に応じて文部科学省へ代理押印の申請手続きが必要となります。

(※代理押印は例外的措置であり、文部科学省が申請内容を確認した上で、可否を決定します。申請すれば当然に認められるものではないことに留意してください。)

(2) 申請書類

【Q1-2-1】

学会の都合により、本プログラムの応募締め切りまでに渡航期間を確定できません。申請書にはどのように記入すればいいですか？

【A1-2-1】

申請時には、わかっている範囲で日程・予算等を記入してください。なお、発表が採択されなかった場合、本プログラムの採択は取り消されます。

【Q1-2-2】

滞在資金計画の航空券代の資料として、80,000 円の航空券の見積書を添付して申請します。航空券は、採択結果通知後に購入しようと思いますが、見積書の入手時よりも値上がりして、100,000 円前後になるかもしれません。滞在資金計画には、購入時に値上がりすることを想定して見積書よりも多めに記入しても良いですか？

【A1-2-2】

資金滞在計画には、見積書通りの金額を記入してください。見積書に記載された航空便の代金が購入時に値上がりした場合には、実際の購入にかかった実費を支援します。支払いのわかる請求書を提出してください。ただし、見積もりを大幅に超える請求書については、支払うことができませんので、エコノミーディスカウントのものを購入してください。

【Q1-2-3】

「本邦から学会開催地の最寄り空港までの最短かつ経済的な経路の往復航空運賃が支援対象」とのことですが、学会開始前または終了後の往路・帰路の途中で別の地域に立ち寄ることはできますか？

【A1-2-3】

はい。研究内容に関連して、別地域に立ち寄る合理的・経済的な日程を計画した上で申請書を提出してください。ただし、学会開催地の最寄り空港から別地域までの移動に係る交通費は支給されません。

当該研究用務が適当であると判断された場合には、往復の航空運賃の実費分を支援します。当該研究用務が適当と判断されなかった場合は私用とみなされるため、会議に先立って当該用務がある場合は行きの航空賃、会議の後にある場合には帰りの航空賃が支給されません。

(3) 予算の合算・併用

【Q1-3-1】

本プログラムの支援経費のみでは足りないため、科研費等を使い補填することはできますか。

【A1-3-1】

本制度の趣旨は、優秀な修士課程の学生に対して、研究室での予算確保等が困難な場合の学会参加支援を目的としているため、他財源を用いることは原則想定していません。もし、他財源を用いて補填する必要があるどうしてもある場合には、申請前に、専攻事務を通じて研究支援総括室にご相談ください。

2. 支援対象経費

(1) 航空券

【Q2-1-1】

航空券予約サイトから予約時に一番安価だった航空券を購入しましたが、ビジネスクラスでした。エコノミークラスは売り切れだったようです。ビジネスクラスの航空券は支給対象になりますか？

【A2-1-1】

エコノミークラスの航空券代のみが支給対象です。

【Q2-1-2】

航空券の半券を紛失しました。帰国後、提出しなければならない書類の一つですが、どうすれば良いですか？

【A2-1-2】

航空会社の発行する搭乗証明書を提出してください。

【Q2-1-3】

クレジットカードの利用明細の確定版を入手できるのが、帰国後の提出書類の提出期限後になります。どうすれば良いですか？

【A2-1-3】

利用明細の確定版は入手でき次第で良いので別途提出してください。それ以外の書類は期日までに提出してください。

【Q2-1-4】

募集要項の出発前の提出書類の中の航空代金の証拠書類に、「旅行会社発行の日程表」とありま

す。航空券予約サイトから予約した場合は、予約サイトの日程表を提出すれば良いですか？

【A2-1-4】

はい、予約サイトの日程表を提出してください。

(2)支援対象経費

【Q2-2-1】

学会の開催場所が途中で変更になるため、宿泊先を起点とし複数の目的地間を移動します。複数の目的地の移動にかかる交通費は支給されますか？

【A2-2-1】

宿泊先→目的地および目的地→宿泊先への交通費は支給されません。また、同一市内にある複数の目的地の移動にかかる交通費は、原則として支援対象外となります。

【Q2-2-2】

学会の都合で出発日が変更になりそうです。いつまでに出発日が確定すれば、概算払いはしてもらえますか？

【A2-2-2】

概算払いはできません。帰国後の精算払いになります。

3. ビザ

【Q3-1-1】

ビザを申請、取得するために必要な経費など、ビザ関係で本プログラムの支援対象となるのはどんな経費ですか。

【A3-1-1】

ビザ申請のための手数料、銀行等が発行する残高証明書の手数料は、支援の対象ではありません。

【Q3-1-2】

ビザの取得をスムーズにするために、航空券代を、先に概算払いしてもらえますか。

【A3-1-2】

概算払いはできません。

4. その他

【Q4-1】

自己都合により、申請書に記載していた出発日が変更になりました。変更届は必要ですか。

【A4-1】

帰国後に、実際の日程表、航空代金の明細書などを改めて提出してください。

【Q4-2】

他の団体より支援が受けられました。既に本支援制度にも申請してしまっていますが、どうしたら良いですか。

【A4-2】

他団体からの支援が確定した段階で、速やかに辞退届けを提出してください。

【Q4-3】

この制度の対象となる国際学会の規模に決まりはありますか。

【A4-3】

特に決まりはありません。ただし、国際学会での発表が、ウェブページ等で確認できるプログラム、アブストラクト、採択通知等を提出してください。応募の時点でウェブページに情報がアップされていない場合や、パンフレット等が配布されていない場合は、実質的に内容がわかるものを準備の上、応募してください（例えば、定期的で開催されているものであれば前回の資料、これまでの開催記録など）。ただし、支援決定の根拠となるため、客観的に開催が確認できる書面を準備してください（差出人が不明である LINE 等 SNS のやりとりや、メール本文の一部を word にコピーペーストしたもの等は受理できない場合があります）。